

財務関係書類のうち、「納税証明書」の取扱いについて

東京都の保育所等設置認可事務取扱要綱（以下「要綱」）第3_1（1）ア（ウ）l及び要綱第3_1（2）ア（イ）mに定める納税証明書は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条に規定するもので、①から③までを提出すること。（原本、各1部）また、発行日、証明が必要な期間は以下のとおりであること。

- ① 納税額、未納税額等の証明
（設置者が個人の場合は所得税、設置者が法人の場合は法人税に係るもの）
- ② 所得金額の証明
（設置者が個人の場合は申告所得税に係る所得金額、設置者が法人の場合は法人税に係る所得金額）
- ③ 滞納処分を受けたことがないことの証明

◆計画承認申請時 ※要綱第3_1（1）ア（ウ）l

- ・ 証明の発行日
財務関係書類の提出期限の1か月前以降

- ・ 証明が必要な期間

①納税額、未納税額等の証明	要綱第3_1（1）ア（ウ）gに定める直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。
②所得金額の証明	
③滞納処分を受けたことがないことの証明	発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

◆認可申請時 ※要綱第3_1（2）ア（イ）m

- ・ 証明の発行日
設置申請書の提出期限の1か月前以降

- ・ 証明が必要な期間

①納税額、未納税額等の証明	要綱第3_1（2）ア（イ）hに定める直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。
②所得金額の証明	
③滞納処分を受けたことがないことの証明	発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

（参考）国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>